

議第160号

グリーンピアせとうち設置条例を廃止する条例の制定について  
グリーンピアせとうち設置条例を廃止する条例を次のように定める。

グリーンピアせとうち設置条例を廃止する条例  
グリーンピアせとうち設置条例（平成17年呉市条例第71号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前のグリーンピアせとうち設置条例第8条第2項に規定する指定管理者の役員及び職員に係る個人情報等の取扱いについては、同項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（提案理由）

グリーンピアせとうちを廃止するため、この条例案を提出する。